⑵　森林総合研究所森林農地整備センターにおける対象工事種別(建設工事)に係る平成21・22年度一般競争参加資格を付与されていること。(「会社更生法」(平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」(平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、森林総合研究所森林農地整備センターが別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

⑶　森林総合研究所森林農地整備センターにおける対象工事種別（建設工事）に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が1,250点以上であること。

ただし、特定共同企業体の場合は、代表者にあっては客観点数が1,250点以上とし、代表者以外の構成員にあっては客観点数が1,150点以上であること。

⑷　１―⑵に示した工事に係る設計業務等の請負者又は、当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑸　当該建設事業所における現場技術業務の請負者又は、当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑹　ＮＡＴＭ工法に係る工事全般の施工計画が適正である者であること。

⑺　施工実績

ア　平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。

イ　同種工事とは「ＮＡＴＭによる内空断面積が（覆工後の内空断面積）44㎡以上かつ同一トンネルにおいて500m以上の道路トンネル工事」をいう。

ウ　特定共同企業体の場合は、代表者にあっては同種工事の施工実績を有し、代表者以外の構成員にあっては「ＮＡＴＭによる内空断面積（覆工後の内空断面積）44㎡以上かつ同一トンネルにおいて310m以上の道路トンネル工事」の施工実績を有していなければならない。また、経常建設共同企業体の場合は、構成員のうち１社が同種工事の実績を有していなければならない。

⑻　配置予定技術者

ア　平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、２―⑺―イの同種工事の施工実績を有すること。ただし、特定共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１名が同種工事の実績を有していなければならない。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。

イ　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　特定共同企業体および経常建設共同企業体として競争参加資格確認資料を提出する場合は、その各々の構成員から主任(監理)技術者を専任で配置しなければならない。

オ　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係であること。なお、恒常的な雇用関係とは競争参加資格確認資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑼　本工事に特定共同企業体および経常建設共同企業体として競争参加資格確認資料を提出した場合、その構成員は単体として競争参加資格確認資料を提出することはできない。

⑽　競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局長から「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(20森林整管第60号、以下「指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制評価点

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

イ　技術提案加算点

①　企業の高度な技術力の妥当性

１）覆工コンクリートの品質・耐久性確保対策

２）トンネル掘削及び残土運搬等における周辺環境への配慮

３）起点坑口部の安定化対策

②　工事全般の施工計画の妥当性

１）工期設定の適切性

２）掘削時の安全対策及び品質確保の具体的な施工計画の適切性

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「技術提案加算点」の最高点を50点とする。

イ　「技術提案加算点」の算出方法は、上記⑴―イについて評価した結果、得られた「評価点数」の合計値を入札参加資格者の「評価点数の合計値」の最も高い者に50点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ、評価点数０点と評価点数の最も高い者の点数の間で按分して求められる数値を「加算点」として与える。

ウ　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価方式は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「技術提案加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値により行う。

⑶　落札者の決定方法

ア　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒604―8101 京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65（京都朝日ビル８階）　森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局　管理課　電話（075）255―5621

⑵　入札説明書等の交付

ア　交付場所　〒604―8101 京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65（京都朝日ビル８階）　森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局　管理課

イ　交付期間　平成21年７月28日から８月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の10時から16時まで。

ウ　交付方法　入札説明書及び入札説明書に付属する資料の交付については、上記交付場所においてＣＤによる交付を行うこととする。

⑶　競争参加資格確認資料及び技術提案資料の提出

ア　提出場所　〒604―8101 京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65（京都朝日ビル８階）　森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局　管理課

イ　提出期間　平成21年７月30日から８月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の10時から16時まで。

ウ　提出部数　正１部

エ　提出方法　競争参加資格確認資料及び技術提案資料の提出は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

⑷　入札書の提出は、電子入札システムにより行うものとし、平成21年９月30日午前11時までに提出すること。

⑸　開札日時、場所及び方法

ア　日時　平成21年９月30日（水）午後１時30分から

イ　場所　〒604―8101 京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65(京都朝日ビル８階)　森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局　会議室

ウ　入札書は、工事費内訳書と共に電子入札システムにより提出すること。郵送又は電送は認めない。ただし、承諾を得て紙入札方式での入札参加者は、開札場所に持参すること。